

別表第2（第3条－第8条関係）

| | 区域 | ア | イ | ウ | | エ | オ | カ | | キ | ク |
|---|--------------|---------|--|---------|------|--------------------------|-----------|--|--|-------------|-------------|
| | | 計画地区の区分 | 建築してはならない建築物 | 建築物の容積率 | | 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 | 敷地面積の最低限度 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの道路境界線又は敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等 | | 建築物の高さの最高限度 | 建築物の高さの最低限度 |
| | | | | 最高限度 | 最低限度 | | | 距離 | 適用除外の建築物等 | | |
| 1 | 梶野町三丁目地区整備計画 | 集合住宅地区 | 次に掲げる用途に供するための建築物 マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックス | — | — | — | 400平方メートル | (1) 道路境界線までの距離 3メートル (2) 敷地境界線までの距離 1メートル | 次に掲げる建築物等 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの | 20メートル | — |
| | | 一般住宅地区 | 次に掲げる用途に供するための建築物 マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックス | — | — | — | 120平方メートル | (1) 道路境界線までの距離 1メートル (2) 敷地境界線までの距離 0.7メートル | 次の各号の一に該当する建築物 (1) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (2) 自動車車 | 10メートル | — |

| | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------|--------|--|---|---|---|-----------|--|---|---|---|
| | | | | | | | | | 庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの | | |
| 2 | 梶野町三丁目地区住宅地高度利用地区整備計画 | 集合住宅地区 | 次に掲げる建築物以外の建築物 1 共同住宅 2 上記の建築物に附属するもの | — | — | — | 400平方メートル | (1) 道路境界線までの距離 3メートル (2) 敷地境界線までの距離 1メートル | 次に掲げる建築物等 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの | — | — |
| | | 一般住宅地区 | 次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅（店舗、事務所、診療所の併設を含む。）及び共同住宅 2 上記の建築物に附属するもの | — | — | — | 120平方メートル | (1) 道路境界線までの距離 1メートル (2) 敷地境界線までの距離 0.7メートル | 次の各号の一に該当する建築物 (1) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (2) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以 | — | — |

| | | | | | | | | | | | |
|---|----------------|---------|---|---|---|---|---|------------|---|--|---|
| | | | | | | | | | 下のもの | | |
| 3 | 武蔵小金井駅南口地区整備計画 | 駅前地区A-1 | 次に掲げる用途に供するための建築物 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの、工場（法別表第2（に）欄に定めるもの）、倉庫業を営む倉庫、以上に附属するもの | — | — | — | 500平方メートル。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊、バス停留所の上屋その他これらに類するもの (2) 広場、道路その他これらに類するもの内にある建築物で安全上、防火上及び衛生上支障がないもの | 都市計画図書による。 | 次に掲げる建築物 (1) 2階以上に設けられる専ら通行の用に供する渡り廊下等の建築物の部分 (2) 落下被害防止等のために設けられる建築物の部分で、歩行者等の通行の妨げとならないもの | 95メートル ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。また、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。 | — |
| | | 駅前地区A-2 | 次に掲げる用途に供するための建築物 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める風俗営業及びカラオケボックスその他これに類するもの、工場（法別表第2（に）欄に定めるもの）、倉庫業を営む倉庫、以上に附属するもの | — | — | — | 500平方メートル。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 巡査派出所、公衆便 | 都市計画図書による。 | 次に掲げる建築物 (1) 2階以上に設けられる専ら通行の用に供する渡り廊下等の建築物の部分 | 60メートル ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の | — |

| | | | | | | | | | |
|----------|--|---|---|---|--|------------|--|--|---|
| | | | | | <p>所、公共用歩廊、バス停留所の上屋その他これらに類するもの</p> <p>(2) 広場、道路その他これらに類するもの内にある建築物で安全上、防火上及び衛生上支障がないもの</p> | | <p>(2) 落下被害防止等のために設けられる建築物の部分で、歩行者等の通行の妨げとならないもの</p> | <p>合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。また、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。</p> | |
| 沿道型複合地区A | <p>次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物</p> <p>店舗（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める風俗営業及びカラオケボックスその他これに類するものを除く。）、駐車施設及び事務所、官公庁施設等の公益施設、以上に附属するもの</p> | — | — | — | <p>500平方メートル。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊、バス停留所の上屋その他これらに類するもの</p> <p>(2) 広場、道路その他これらに類するもの内</p> | 都市計画図書による。 | <p>次に掲げる建築物</p> <p>(1) 2階以上に設けられる専ら通行の用に供する渡り廊下等の建築物の部分</p> <p>(2) 落下被害防止等のために設けられる建築物の部分で、歩行者等の通行の妨げとならないもの</p> | <p>60メートル</p> <p>ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは当該建築物の高さに算入しな</p> | — |

| | | | | | | | | | | | |
|---|----------|---|----------|--------|---|---|----------------------------|---|--|---|---|
| | | | | | | | にある建築物で安全上、防火上及び衛生上支障がないもの | | | い。また、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。 | |
| | 連雀通り南地区A | 次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 店舗（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める風俗営業及びカラオケボックスその他これに類するものを除く。）、駐車施設及び事務所、官公庁施設等の公益施設、以上に附属するもの | — | — | — | 500平方メートル。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊、バス停留所の上屋その他これらに類するもの (2) 広場、道路その他これらに類するもの内にある建築物で安全上、防火上及び衛生上支障がないもの | 都市計画図書による。 | 次に掲げる建築物 (1) 2階以上に設けられる専ら通行の用に供する渡り廊下等の建築物の部分 (2) 落下被害防止等のために設けられる建築物の部分で、歩行者等の通行の妨げとならないもの | 45メートル ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。また、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。 | — | |
| 4 | 貫井北町 | 住居系地 | 次に掲げる建築物 | 10分の15 | — | — | — | 都市計画図書 | — | 22メートル。 | — |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---------------|---------|---|--|---|---|-----------|------------|---|----------------------------|---|
| | 三丁目地区整備計画 | 区 | (1) 法別表第2(イ)項第5号に規定する神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 法別表第2(イ)項第7号に規定する公衆浴場 (3) 法別表第2(ハ)項第3号に規定する病院 | ただし、第一種低層住居専用地域は除く。 | | | | による。 | | ただし、第一種低層住居専用地域は除く。 | |
| | | 複合住宅地区 | — | — | — | — | — | 都市計画図書による。 | — | 22メートル。ただし、第一種低層住居専用地域は除く。 | — |
| 5 | 東小金井駅北口地区整備計画 | 駅前商業地区A | 次に掲げる用途に供するための建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げる店舗型風俗特殊営業、同条第9項に掲げる店舗型電話異性紹介営業及び同条第11項に掲げる接客業務受託営業の用途に供する建築物 2 倉庫(延べ面積200平方メートル以上のものに限る。)及び工場(洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するもの及び自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合には、原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。))で、作業場の床面積合計が50平方メートル以内のものを除く。 ただし、土地利用の状況等に照らして適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 3 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 2階以下の部分を住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿の用(出入口は除く。)に供する建築物 | 目標容積率 10分の40 土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。 暫定容積率 10分の30 土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。 | — | — | 150平方メートル | 都市計画図書による。 | 地盤面からの高さが2.5メートルを超える部分、地盤面下の建築物、ピロティ形式の柱及び市長が公共公益上やむを得ないと認められた建築物 | — | — |
| | | 駅前商業地区B | 次に掲げる用途に供するための建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げる店舗型風俗特殊 | 目標容積率 10分の40 土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後 | — | — | 150平方メートル | 都市計画図書による。 | 地盤面からの高さが2.5メートルを超える部分、地盤面下の建築 | — | — |

| | | | | | | | | |
|---------|--|---|---|---|-----------|------------|--|---|
| | <p>営業、同条第9項に掲げる店舗型電話異性紹介営業及び同条第11項に掲げる接客業務受託営業の用途に供する建築物</p> <p>2 倉庫（延べ面積200平方メートル以上のものに限る。）及び工場（洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するもの並びに自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合には、原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）で、作業場の床面積合計が50平方メートル以内のものを除く。）</p> <p>ただし、土地利用の状況等に照らして適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>4 2階以下の部分を住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿の用（出入口は除く。）に供する建築物</p> | <p>は、容積率の最高限度は適用しない。</p> <p>暫定容積率 10分の20</p> <p>土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。</p> | | | | | <p>物、ピロティ形式の柱及び市長が公共公益上やむを得ないと認めた建築物</p> | |
| 駅前商業地区C | <p>次に掲げる用途に供するための建築物</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げる店舗型風俗特殊営業、同条第9項に掲げる店舗型電話異性紹介営業及び同条第11項に掲げる接客業務受託営業の用途に供する建築物</p> <p>2 倉庫（延べ面積200平方メートル以上のものに限る。）及び工場（洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するもの及び自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合には、原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）で、作業場の床面積合計が50平方メートル以内のものを除く。）</p> <p>ただし、土地利用の状況等に照らして適正な都市機能と健全</p> | <p>目標容積率 10分の40</p> <p>土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。</p> <p>暫定容積率 10分の15</p> <p>土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。</p> | — | — | 150平方メートル | 都市計画図書による。 | <p>地盤面からの高さが2.5メートルを超える部分、地盤面下の建築物、ピロティ形式の柱及び市長が公共公益上やむを得ないと認めた建築物</p> | — |

| | | | | | | | | | |
|---------|---|--|---|---|-----------|------------|---|---|---|
| | <p>な都市環境の確保に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>4 2階以下の部分を住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿の用（出入口は除く。）に供する建築物</p> | | | | | | | | |
| 駅前商業地区D | <p>次に掲げる用途に供するための建築物</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げる店舗型性風俗特殊営業、同条第9項に掲げる店舗型電話異性紹介営業及び同条第11項に掲げる接客業務受託営業の用途に供する建築物</p> <p>2 倉庫（延べ面積200平方メートル以上のものに限る。）及び工場（洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するもの及び自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合には、原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）で、作業場の床面積合計が50平方メートル以内のものを除く。）</p> <p>ただし、土地利用の状況等に照らして適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>4 2階以下の部分を住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿の用（出入口は除く。）に供する建築物</p> | <p>目標容積率 10分の40</p> <p>土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。</p> <p>暫定容積率 10分の8</p> <p>土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。</p> | — | — | 150平方メートル | 都市計画図書による。 | 地盤面からの高さが2.5メートルを超える部分、地盤面下の建築物、ピロティ形式の柱及び市長が公共公益上やむを得ないと認められた建築物 | — | — |
| 駅前商業地区E | <p>次に掲げる用途に供するための建築物</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げる店舗型性風俗特殊営業、同条第9項に掲げる店舗型電話異性紹介営業及び同条第11項に掲げる接客業務受託営業の用途に供する建築物</p> <p>2 倉庫（延べ面積200平方メートル以上のものに限る。）及び工場（洋服店、畳屋、建具屋、</p> | <p>目標容積率 10分の40</p> <p>土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。</p> <p>暫定容積率 10分の6</p> <p>土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後</p> | — | — | 150平方メートル | 都市計画図書による。 | 地盤面からの高さが2.5メートルを超える部分、地盤面下の建築物、ピロティ形式の柱及び市長が公共公益上やむを得ないと認められた建築物 | — | — |

| | | | | | | | | | |
|---------|--|-------------------|---|---|-----------|------------|---|---------------------|---|
| | <p>自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するもの及び自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合には、原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）で、作業場の床面積合計が50平方メートル以内のものを除く。）</p> <p>ただし、土地利用の状況等に照らして適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>4 2階以下の部分を住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿の用（出入口は除く。）に供する建築物</p> | は、容積率の最高限度は適用しない。 | | | | | | | |
| 近隣商業地区A | <p>次に掲げる用途に供するための建築物</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に掲げる店舗型電話異性紹介営業及び同条第11項に掲げる接客業務受託営業の用途に供する建築物</p> <p>2 倉庫（延べ面積200平方メートル以上のものに限る。）及び工場（洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するもの及び自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合には、原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）で、作業場の床面積合計が50平方メートル以内のものを除く。）</p> <p>ただし、土地利用の状況等に照らして適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>4 都市計画道路3・4・9号線、3・4・16号線及び区画道路17号線に接する敷地で、建築物の1階部分のうち都市計画道</p> | — | — | — | 150平方メートル | 都市計画図書による。 | 地盤面からの高さが2.5メートルを超える部分、地盤面下の建築物、ピロティ形式の柱及び市長が公共公益上やむを得ないと認めた建築物 | 26メートル、かつ地階を除く階数8以下 | — |

| | | | | | | | | | |
|---------|--|--|---|---|-----------|------------|---|---------------------|---|
| | <p>路3・4・9号線、3・4・16号線及び区画道路17号線に面する部分を住宅、共同住宅、寄宿舍及び下宿の用（出入口は除く。）に供する建築物</p> <p>5 都市計画図書に示す道路Aに接する敷地で、道路Aに面する建築物の部分をマージャン屋、パチンコ屋その他これらに類するものの用途に供する建築物</p> <p>6 都市計画図書に示す道路Aに接する敷地で、道路Aに面する建築物の部分をカラオケボックスその他これらに類するものの用途に供する建築物</p> | | | | | | | | |
| 近隣商業地区B | <p>次に掲げる用途に供するための建築物</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に掲げる店舗型電話異性紹介営業及び同条第11項に掲げる接客業務受託営業の用途に供する建築物</p> <p>2 倉庫（延べ面積200平方メートル以上のものに限る。）及び工場（洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するもの及び自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合には、原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）で、作業場の床面積合計が50平方メートル以内のものを除く。） ただし、土地利用の状況等に照らして適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>4 都市計画道路3・4・9号線、3・4・16号線及び区画道路17号線に接する敷地で、建築物の1階部分のうち都市計画道路3・4・9号線、3・4・16号線及び区画道路17号線に面する部分を住宅、共同住宅、寄宿舍及び下宿の用（出入口は除く。）に供する建築物</p> | <p>目標容積率 10分の30 土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。 暫定容積率 10分の20 土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。</p> | — | — | 150平方メートル | 都市計画図書による。 | 地盤面からの高さが2.5メートルを超える部分、地盤面下の建築物、ピロティ形式の柱及び市長が公共公益上やむを得ないと認めた建築物 | 26メートル、かつ地階を除く階数8以下 | — |

| | | | | | | | | | |
|---------|--|--|---|---|-----------|------------|---|---------------------|---|
| | <p>5 都市計画図書に示す道路Aに接する敷地で、道路Aに面する建築物の部分をマージャン屋、パチンコ屋その他これらに類するものの用途に供する建築物</p> <p>6 都市計画図書に示す道路Aに接する敷地で、道路Aに面する建築物の部分をカラオケボックスその他これらに類するものの用途に供する建築物</p> | | | | | | | | |
| 近隣商業地区C | <p>次に掲げる用途に供するための建築物</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に掲げる店舗型電話異性紹介営業及び同条第11項に掲げる接客業務受託営業の用途に供する建築物</p> <p>2 倉庫（延べ面積200平方メートル以上のものに限る。）及び工場（洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するもの及び自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合には、原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）で、作業場の床面積合計が50平方メートル以内のものを除く。） ただし、土地利用の状況等に照らして適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>4 都市計画道路3・4・9号線、3・4・16号線及び区画道路17号線に接する敷地で、建築物の1階部分のうち都市計画道路3・4・9号線、3・4・16号線及び区画道路17号線に面する部分を住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿の用（出入口は除く。）に供する建築物</p> <p>5 都市計画図書に示す道路Aに接する敷地で、道路Aに面する建築物の部分をマージャン屋、パチンコ屋その他これらに類するものの用途に供する建築物</p> | <p>目標容積率 10分の30 土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。 暫定容積率 10分の15 土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。</p> | — | — | 150平方メートル | 都市計画図書による。 | 地盤面からの高さが2.5メートルを超える部分、地盤面下の建築物、ピロティ形式の柱及び市長が公共公益上やむを得ないと認めた建築物 | 26メートル、かつ地階を除く階数8以下 | — |

| | | | | | | | | | |
|---------|--|---|---|---|-----------|------------|---|---------------------|---|
| | 6 都市計画図書に示す道路Aに接する敷地で、道路Aに面する建築物の部分カラオケボックスその他これらに類するものの用途に供する建築物 | | | | | | | | |
| 近隣商業地区D | 次に掲げる用途に供するための建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に掲げる店舗型電話異性紹介営業及び同条第11項に掲げる接客業務受託営業の用途に供する建築物 2 倉庫（延べ面積200平方メートル以上のものに限る。）及び工場（洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するもの及び自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合には、原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）で、作業場の床面積合計が50平方メートル以内のものを除く。） ただし、土地利用の状況等に照らして適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 3 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 都市計画道路3・4・9号線、3・4・16号線及び区画道路17号線に接する敷地で、建築物の1階部分のうち都市計画道路3・4・9号線、3・4・16号線及び区画道路17号線に面する部分を住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿の用（出入口は除く。）に供する建築物 5 都市計画図書に示す道路Aに接する敷地で、道路Aに面する建築物の部分マージャン屋、パチンコ屋その他これらに類するものの用途に供する建築物 6 都市計画図書に示す道路Aに接する敷地で、道路Aに面する建築物の部分カラオケボックスその他これらに類するものの用途に供する建築物 | 目標容積率 10分の30 土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。 暫定容積率 10分の8 土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。 | — | — | 150平方メートル | 都市計画図書による。 | 地盤面からの高さが2.5メートルを超える部分、地盤面下の建築物、ピロティ形式の柱及び市長が公共公益上やむを得ないと認められた建築物 | 26メートル、かつ地階を除く階数8以下 | — |

| | | | | | | | | | |
|---------|--|--|---|---|-----------|------------|---|---------------------|---|
| 近隣商業地区E | <p>次に掲げる用途に供するための建築物</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に掲げる店舗型電話異性紹介営業及び同条第11項に掲げる接客業務受託営業の用途に供する建築物</p> <p>2 倉庫（延べ面積200平方メートル以上のものに限る。）及び工場（洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するもの及び自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合には、原動機の出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）で、作業場の床面積合計が50平方メートル以内のものを除く。） ただし、土地利用の状況等に照らして適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>4 都市計画道路3・4・9号線、3・4・16号線及び区画道路17号線に接する敷地で、建築物の1階部分のうち都市計画道路3・4・9号線、3・4・16号線及び区画道路17号線に面する部分を住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿の用（出入口は除く。）に供する建築物</p> <p>5 都市計画図書に示す道路Aに接する敷地で、道路Aに面する建築物の部分をマージャン屋、パチンコ屋その他これらに類するものの用途に供する建築物</p> <p>6 都市計画図書に示す道路Aに接する敷地で、道路Aに面する建築物の部分をカラオケボックスその他これらに類するものの用途に供する建築物</p> | <p>目標容積率 10分の30</p> <p>土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。</p> <p>暫定容積率 10分の6</p> <p>土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。</p> | — | — | 150平方メートル | 都市計画図書による。 | 地盤面からの高さが2.5メートルを超える部分、地盤面下の建築物、ピロティ形式の柱及び市長が公共公益上やむを得ないと認めた建築物 | 26メートル、かつ地階を除く階数8以下 | — |
| 一般住宅地区A | — | — | — | — | 120平方メートル | 都市計画図書による。 | 1 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。） | 26メートル、かつ地階を除く階数8以下 | — |

| | | | | | | | | | |
|-------------|---|---|---|---|-----------|------------|--|--|---|
| | | | | | | | | <p>に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>2 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p> <p>3 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> | |
| 一般住宅 地区B | — | <p>目標容積率 10分の20 土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。</p> <p>暫定容積率 10分の15 土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。</p> | — | — | 120平方メートル | 都市計画図書による。 | <p>1 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>2 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p> <p>3 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> | 26メートル、かつ地階を除く階数8以下 | — |
| 一般住宅 地区C | — | <p>目標容積率 10分の20 土地区画整理事業にお</p> | — | — | 120平方メートル | 都市計画図書による。 | <p>1 物置その他これに類する用途</p> | 26メートル、かつ地階を除く階数8 | — |

| | | | | | | | | | |
|-------------|---|---|---|---|-----------|------------|---|---------------------|---|
| | | ける換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。 暫定容積率 10分の8 土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。 | | | | | (自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 2 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの 3 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの | 以下 | |
| 一般住宅 地区D | — | 目標容積率 10分の20 土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。 暫定容積率 10分の6 土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。 | — | — | 120平方メートル | 都市計画図書による。 | 1 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 2 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの 3 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの | 26メートル、かつ地階を除く階数8以下 | — |
| 中低層住 | — | 目標容積率 | — | — | 120平方メ | 都市計画図書 | 1 物置その | 26メート | — |

| | | | | | | | | | | |
|--|--|---------|---|---|---|-----------|------------|--|----------------|---|
| | | 宅地区 | <p>10分の20 土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。 暫定容積率 10分の8 土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。</p> | | | メートル | による。 | <p>他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>2 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p> <p>3 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> | ル、かつ地階を除く階数8以下 | |
| | | 低層住宅地区A | <p>—</p> <p>目標容積率 10分の10 土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。 暫定容積率 10分の8 土地区画整理事業における換地処分公告後又は道路供用開始告示後は、容積率の最高限度は適用しない。</p> | — | — | 120平方メートル | 都市計画図書による。 | <p>1 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>2 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p> <p>3 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> | — | — |

| | | | | | | | | | |
|-------------|---|---|---|---|---------------|----------------|--|---|---|
| | | | | | | | もの | | |
| 低層住宅 地区B | — | <p>目標容積率 10分の10 土地区画整理事業にお ける換地処分公告後又 は道路供用開始告示後 は、容積率の最高限度 は適用しない。 暫定容積率 10分の6 土地区画整理事業にお ける換地処分公告後又 は道路供用開始告示後 は、容積率の最高限度 は適用しない。</p> | — | — | 120平方メ ートル | 都市計画図書 による。 | <p>1 物置その 他これに類 する用途 (自動車車 庫を除く。)に供し、軒 の高さが 2.3メー トル以下 で、かつ、 床面積の合 計が5平方 メートル以 内であるも の 2 自動車車 庫で軒の高 さが2.3 メートル以 下であるも の 3 外壁等の 中心線の長 さの合計が 3メートル 以下である もの</p> | — | — |